

揖斐川町職員の給与を公表します

人件費とは・・・

人件費とは、職員の給与・手当そのほか、町長・議員などの特別職の給料・報酬、各種委員報酬など、またこれらに伴う各組合への負担金などのことをいいます。

平成29年度の決算では次のようになります。

■平成 29 年度人件費の状況 (単位：千円)

| 歳出総額(A) | 人件費(B) | 人件費以外 |
|------------|-----------|------------|
| 13,128,388 | 1,607,783 | 11,520,605 |

・人件費率 (B/A) 12.2%

給与とは・・・

職員が勤労を提供し、その対価として得るものが「給与」です。給与は、経験年数や学歴、勤務成績などにより決定される「給料」とこれを補完する「各種手当」とに分けられます。各種手当とは扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当などのことです。

■職員給与の予算の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在 (単位：千円)

| 職員数(A) | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 267人 | 944,410 | 140,133 | 366,613 |
| 給与費計(B) | | 一人当たり給与費(B/A) | |
| 1,451,156 | | 5,435 | |

※職員手当には退職手当は含まれていません。

職員の平均給与額は・・・

平成 30 年 4 月 1 日現在

| 区分 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|-------|-----------|---------|
| 一般行政職 | 330,527 円 | 45.08 歳 |
| 技能労務職 | 223,492 円 | 54.08 歳 |

初任給は・・・

初任給は、新規学卒者のように前職がない場合には下記の表のとおり決定されます。

■初任給の状況 (一般行政職) 平成 30 年 4 月 1 日現在

| 区分 | 決定初任給 |
|-----|-----------|
| 大学卒 | 179,200 円 |
| 短大卒 | 159,800 円 |
| 高校卒 | 147,100 円 |

級別職員数の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

| 区分 | 職員数 | | | | | | | 合計 |
|--------|------|-----|-------|------|-------|-----|-----|-------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | |
| 標準的職務内 | 主事 | 主任 | 係長・主査 | 課長補佐 | 課長・主幹 | 次長 | 部長 | |
| 職員数(人) | 43 | 18 | 100 | 35 | 28 | 10 | 11 | 245 |
| 構成比(%) | 17.6 | 7.3 | 40.8 | 14.3 | 11.4 | 4.1 | 4.5 | 100.0 |

(注) 揖斐川町職員の給与に関する条例の給料表区分に基づく再任用職員、技能労務職、医療職を除く職員数です。

特別職の報酬等の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

| 区分 | | 給与月額 | 期末手当 | |
|----|-----|-----------|-------|----------|
| 給料 | 町長 | 750,000 円 | 6 月期 | 2.125 月分 |
| | 副町長 | 600,000 円 | 12 月期 | 2.325 月分 |
| | | | 計 | 4.45 月分 |

| 区分 | | 給与月額 | 期末手当 | |
|----|-----|-----------|-------|----------|
| 報酬 | 議長 | 300,000 円 | 6 月期 | 2.125 月分 |
| | 副議長 | 260,000 円 | 12 月期 | 2.325 月分 |
| | 議員 | 250,000 円 | 計 | 4.45 月分 |

職員手当の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

| 区分 | 期末 | 勤勉 | |
|----------------------|------------------------------------|------------|-------------|
| 期末・勤勉手当支給割合 | 6 月期 | 1.225 月分 | 0.90 月分 |
| | 12 月期 | 1.375 月分 | 0.95 月分 |
| 職務上の段階などに応じた加算措置・・・有 | | | |
| 退職手当(支給率) | 退職事由 | 自己都合 | 定年・応募認定 |
| | 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30% 加算) | | |

| | |
|------|---|
| 扶養手当 | 配偶者は月額 6,500 円 子は月額 10,000 円 その他の扶養親族は 1 人につき月額 6,500 円 16 歳から 22 歳の子には月額 5,000 円加算 |
| 住居手当 | 月額 12,000 円を超える家賃の額に応じ、最高で 27,000 円まで |
| 通勤手当 | ①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ最高 55,000 円まで ②自動車等使用者 片道 2km 以上の職員に対して、距離に応じ月額 2,000 円から 31,600 円まで |

職員数の状況

各年 4 月 1 日現在

| 区分 | 職員数 | | 増減 |
|---------|----------|----------|-----|
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | |
| 一般行政部門 | 240 人 | 233 人 | ▲7 |
| 教育部門 | 35 人 | 29 人 | ▲6 |
| 公営企業等部門 | 7 人 | 8 人 | 1 |
| 合計 | 282 人 | 270 人 | ▲12 |

「所得税および復興特別所得税の確定申告・町県民税申告」のお知らせ

申告の受付期間は、2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日を除く

申告相談会場および受付対象地区は、本誌24ページのとおりです。

町県民税の申告書は、2月上旬頃郵送予定です。申告書が届かなくても必要な方は申告してください。

申告には、所得税および復興特別所得税の確定申告(国税)と町県民税申告(地方税)がありますが、所得税および復興特別所得税の確定申告をされまると、同日に「町県民税申告」がされたものとみなされます。

所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業所得(営業・農業)や不動産所得(地代・家賃等)があった方
- (2) 給与所得者のうち、たとえば、次のような方が該当します。
 - ① お勤め先で年末調整を受けていない方
 - ② 2カ所以上から給与を受けている方
- (3) 土地、建物、株などの売却による譲渡所得のあった方(但し、上場株式の譲渡所得で、特定口座の取引で源泉徴収されている場合は、申告しなくても差し支えありません。)
- (4) (3)に該当する方および青色申告の方、住宅借入金等特別控除の方は、役場等で申告をお受けできない場合がございますので、税務署(会場：大垣市民会館)への直接申告をお願いいたします。
- (5) 上記以外の方でも医療費控除、寄附金控除または雑損控除など各種控除を受けたい場合や、雑所得や一時所得など各種所得の合計額から所得控除を差し引いて残額のある方などは、確定申告をする必要があります。

町県民税申告が必要な方

平成31年1月1日現在、揖斐川町内に住所のある方で、次の①～③のすべてに当てはまる方

- ① 所得税および復興特別所得税の確定申告をされない方
- ② 給与所得のあった方で勤務先から役場へ「給与支払報告書」の提出のない方
※提出の有無は勤務先にご確認ください
- ③ 営業、地代、家賃、配当、農業、年金などの所得があった方
注) 平成30年中に所得がなかった方でも、申告が必要な場合があります。(生活状況等を記入して申告していただくこととなります。)
・ 国民健康保険に加入している方(国民健康保険税の計算に必要となります。)
・ 所得に関する証明書が必要な方(国民年金保険料免除申請、福祉医療、児童扶養手当などの公的扶助、町営住宅、保育所入所、教育等に関する申請に必要な場合があります。)

年金受給者の確定申告不要制度

平成23年度の税制改正により、次の①・②のどちらにも当てはまる方は確定申告が不要になりました。

- ① 公的年金等の収入金額が400万円以下の方(複数から受給されている場合は、その合計額です。)
- ② 当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下の方
注) 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。
※確定申告書の提出を要しない場合であっても、公的年金等に係る雑所得以外に所得のある方や控除内容に変更または追加のある方などは、町県民税の申告が必要になる場合があります。

申告に必要なもの

- 「確定申告のお知らせ」(はがきまたは通知書)または町県民税の申告書(税務署または役場から送付された方のみ)
- 印鑑(朱肉を使うもの) ● 給与所得者は源泉徴収票の原本 ● 公的年金等受給者は、源泉徴収票の原本
- 営業・農業などの事業所得者は、収支内訳書(帳簿等収入・支出の明細がわかるもの)
※ 営業所得や農業所得などのある方で、収入・支出の整理がされていない場合、受付に時間がかかり、会場が大変混雑することとなりますので、お断りすることがございます。必ず収入・支出を整理しておいてください。
- 所得控除を受けるために必要な証明書、領収書など(平成30年1月から12月分のもの)
 - ・ 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - ・ 社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等の控除証明書または領収書
 - ・ 配偶者所得のわかるもの
 - ・ 障害者控除を受ける方は身体障害者手帳や療育手帳など
- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(平成30年1月から12月分のもの)
 - ・ セルフメディケーション税制の明細書には、健康への保持増進および予防への取組みを行ったことを明らかにする書類
 - ・ 医療費等のうち保険で補填される金額のわかるもの

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている納税者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。この特例を受ける場合は、従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

※平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。ただし、平成31年分までの確定申告については、医療費等領収書の添付または提示によることもできます。(医療費等の領収書は診療を受けた方・医療機関ごとに整理し、合計額を計算しておいてください。)

平成30年分確定申告、平成31年度町・県民税申告の申告書や申請書等には、個人番号の記載および本人確認書類の提示または写し(コピー)の添付が必要です。

●申告書や申請書等には申告をする方や扶養親族となる方などの個人番号の記載が、確定申告の際には申告をする方の「本人確認書類の写し(コピー)の添付」または町・県民税申告の際には申告をする方の「本人確認書類の提示若しくは写し(コピー)の添付」が必要です。※申告する年ごとに毎回必要になります。

＜本人確認書類について＞

個人番号カードのある方は、個人番号カードの表面と裏面を、個人番号カードのない方は、番号確認書類(①)と身元確認書類(②)を言います。

①番号確認書類・・・ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類(通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し など)

②身元確認書類・・・記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類(運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳 など)

e-Tax で送信される場合は、「本人確認書類の提示または写し」の提出は不要です。

譲渡所得(土地・建物・株式を売った場合など)・贈与税・消費税に関する申告については、大垣市民会館で申告を行ってください。(土・日を除く)

大垣税務署から確定申告会場のご案内

平成30年分所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告会場が、「大垣市民会館」で開設されます。

●開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く

●開設時間 9時～17時(受付終了時間:16時)

●会場 大垣市民会館 3階 大会議室 大垣市新田町1-2(大垣市民プール南隣)

申告書の作成には時間を要しますので、会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※上記開設期間中、大垣税務署には申告会場を設けておりません。

※会場では、職員のアドバイスの下、ご自身でパソコン画面を操作し申告書を作成していただく取組みを行っております。

※大垣市民会館への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

(注) 確定申告会場では相続税のご相談は受け付けておりません。

【お問い合わせ】大垣税務署 TEL 0584-78-4101 (自動音声案内に従ってご用件の番号を選択してください。)

住宅借入金等特別控除の確定申告説明会

※大垣税務署と西濃各市町との合同説明会です。

10年以上の住宅ローン等を利用して住宅(認定長期優良住宅を含む)等を取得した方、住宅の増改築をした方または住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方(平成30年中に入居した方)はご来場ください。

●開催日 2月14日(木) ●受付時間 9時30分～12時(11時30分受付終了)

●会場 大垣市民会館(大垣市新田町1-2) 3階 大会議室

上記日時にご都合が悪い場合、次の日程でも説明会は行います。

2月13日(水) 9時30分～12時(11時30分受付終了)、13時～16時(15時30分受付終了)

2月14日(木) 13時～16時(15時30分受付終了)

2月15日(金) 9時30分～12時(11時30分受付終了)、13時～16時(15時30分受付終了)

会場の混雑状況により、午前・午後の部ともに、案内を早めに終了する場合があります。

申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます。

平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書を、役場申告会場等の相談会場にて書面で提出された方には、平成30年分の確定申告書用紙は送付されません。申告書用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」(はがきまたは通知書)が送付されますので、各申告会場にお越しの際はご持参ください。

【お問い合わせ】揖斐川町税務課 TEL 22-2111

平成30年分申告相談会場・日程

一部、申告会場が変更となります。

各地域における申告会場は、次のとおりです。

申告期間中は、会場が大変混雑します。地区別の日割にご協力いただき、時間に余裕をもってお越しください。

なお、所得税の青色申告・譲渡所得(土地・建物・株式を売った場合など)・贈与税・消費税に関する申告については、大垣税務署が開設する確定申告会場(大垣市民会館)でお願いします。

■揖斐川地域

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 時間・会場 |
|---|---------|--------|----------------------|------------------------------|
| 2 | 18 | 月 | 北方 | 9時～16時 ※土・日を除く。 揖斐川町役場 |
| | 19 | 火 | 大和(上南方) | |
| | 20 | 水 | 大和 (若松・房島・極楽寺) | |
| | 21 | 木 | 胫永 | |
| | 22 | 金 | 清水 | |
| | 25 | 月 | 小島 (上野・白樫・市場・瑞岩寺) | |
| | 26 | 火 | 小島 (上記以外の地区) | |
| | 27 | 水 | 揖斐 | |
| | 28 | 木 | 揖斐 | |
| 3 | 1 15 | 金 金 | 揖斐川地域全域 | |

※昨年の申告相談から、会場が揖斐川町役場のみとなりました。

■谷汲地域

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 時間・会場 |
|--------------|--------|--------|-----------|-------------------------------|
| 2 | 18 | 月 | 神原・木曾屋・有鳥 | 9時～16時 ※土・日を除く。 谷汲振興事務所 |
| | 19 | 火 | 高科・岐礼・沖野 | |
| | 20 | 水 | 府内・上長瀬 | |
| | 21 | 木 | 下長瀬・赤石・山田 | |
| | 22 | 金 | 深坂 | |
| | 25 | 月 | 大洞 | |
| | 26 | 火 | 名礼 | |
| | 27 | 水 | 徳積 | |
| 2/28 3/15 | 木 金 | 谷汲地域全域 | | |

※平成30年分の申告相談から、会場が谷汲振興事務所のみとなります。

■春日地域

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 時間・会場 |
|--------------|--------|--------|---------|-------------------------------|
| 2 | 18 | 月 | 春日地域全域 | 9時～16時 ※土・日を除く。 春日振興事務所 |
| | 19 | 火 | 滝・樫・上ヶ流 | |
| | 20 | 水 | 下ヶ流 | |
| | 21 | 木 | 香六・古屋 | |
| | 22 | 金 | 小宮神 | |
| | 25 | 月 | 川合・中山 | |
| | 26 | 火 | 美束 | |
| 2/27 3/15 | 水 金 | 春日地域全域 | | |

※平成30年分の申告相談から、会場が春日振興事務所のみとなります。

■久瀬地域

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 時間・会場 |
|--------------|--------|--------|-------------------------------|-------|
| 2/18 3/15 | 月 金 | 久瀬地域全域 | 9時～16時 ※土・日を除く。 久瀬振興事務所 | |

■藤橋地域

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 時間・会場 |
|--------------|--------|--------|-------------------------------|-------|
| 2/18 3/15 | 月 金 | 藤橋地域全域 | 9時～16時 ※土・日を除く。 藤橋振興事務所 | |

■坂内地域

| 月 | 日 | 曜日 | 地区 | 時間・会場 |
|--------------|--------|--------|-------------------------------|-------|
| 2/18 3/15 | 月 金 | 坂内地域全域 | 9時～16時 ※土・日を除く。 坂内振興事務所 | |

※昨年の申告相談から、会場が坂内振興事務所のみとなりました。

Information Room

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

① 緑ヶ丘住宅 2戸

- ・住所 揖斐川町和田386
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16,200円
- ・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります。

② 怪水駅前住宅 1戸

- ・住所 揖斐川町怪水642の1
- ・建設年度 平成24年度
- ・耐火構造5階建 3DK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 26,600円

③ 北方奥郷住宅 1戸

- ・住所 揖斐川町北方13
- ・建設年度 平成18年度
- ・耐火構造2階建 2DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 19,900円

■敷金 家賃の3か月分

■入居条件

- ・現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。
- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・家賃の他に共益費(下水の使用料・共用部分の電気料など)、敷金が必要です。
- ・所得条件あり。

■募集期間

2月1日(金)～2月15日(金)
※土日祝日を除く

■入居予定日

平成31年3月下旬を予定

④ 島・さつき(北方)住宅および谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。

※詳しくは窓口にてご相談ください。

■お問い合わせ

揖斐川町役場建設課
TEL 22-2111(内線316)

Information Room
臨時職員の募集について

揖斐川町では、次のとおり臨時職員を募集します。

○保健師・助産師有資格者

職 務 揖斐川保健センターでの各種業務における保健指導・訪問等

■勤務場所

揖斐川保健センター、
検診会場等

■応募資格

保健師・助産師免許取得者

■雇用期間

2019年4月1日から
2020年3月31日

■給 与

雇員の雇用条件による
時給 1,540円

■勤務時間

月曜日から金曜日
8時30分から16時30分

■応募方法

履歴書(市販の用紙)に必要事項を記入の上、揖斐川保健センター窓口へ提出してください。

■応募締切

2月28日(木) 必着

■お問い合わせ

揖斐川保健センター
TEL 23-11511

Information Room

平成31年度留守家庭児童教室の入室申請について

平成31年度4月から留守家庭児童教室への入室を希望される保護者の方は申請をしてください。

■対象児童

町内在住の小学校1年生～6年生の児童の内、保護者の就労などの事情で、昼間に児童の面倒を見ることが出来ない家庭の児童

※「保護者の就労などの事情」とは左記要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 放課後から概ね17時まで就労等していること
- ② 月に15日以上就労等していること
- ③ 就労等の状態が3か月以上継続すること

■開室時間

・平日(月～金曜日)は授業終了後～18時
・学校の振替日は8時～18時

■利用料金

・利用料(月額) 4,500円
・保険料(月額) 1,800円
・別途「おやつ代」(月額) 300円
が必要。

■申請および提出方法

- ① 新規入室希望者：子育て支援課窓口で申請書類を受取り、必要事項を記入の上、窓口へ提出。
- ② 継続入室希望者(既入室者)：各留守家庭児童教室で申請書類を入手いただき必要事項を記入の上、各留守家庭児童教室指導員へ提出。

■申請期間

2月4日(月)～2月22日(金)

■その他

長期休暇(夏休み期間)の入室については、別途募集します。詳細については、申請書類で確認してください。

■お問い合わせ

揖斐川町役場子育て支援課
TEL 22-2111(内線241)

Information Room
揖斐川歴史民俗資料館 企画展「春季人形展」開催のお知らせ

当館では、左記のとおり「春季人形展」を開催します。雛人形を中心に江戸期から現代までの人形を多数展示します。

お誘い合わせの上、ぜひご来館ください。

■期間 2月16日(土)～3月17日(日)

■会場 第一展示室

■お問い合わせ

揖斐川歴史民俗資料館
TEL 22-15373

Information Room
中小企業・小規模事業者の皆様へ

2019年(平成31年)10月1日から消費税率が10%に引き上げられ、それと同時に消費税軽減税率制度が実施されます。

中小企業・小規模事業者等に対しては、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等が必要になる場合に、これに要する経費の一部を補助する国の制度があります。ぜひご活用ください。

詳しくは、「軽減税率対策補助金事務局ホームページ」をご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

Information Room

**いび女性ネットワーク
講演会のお知らせ**

いび女性ネットワークでは、生き甲斐と自立をテーマにした講演会を開催します。皆さんお誘い合わせてご参加ください。

日時 2月14日(木)
13時30分～15時30分
(受付 13時～)

場所 揖斐総合庁舎5階大会議室
講師 吉川 美穂氏
(徳川美術館 学芸部)

出演 『天璋院篤姫と皇女和宮
～二人の御台所～』
マネージャー

参加費 無料
【お問い合わせ】

揖斐県事務所振興防災課
TEL 23-11111 (内線207)

Information Room

**身体障がい者などの自動車税の
減免申請窓口が開設されます**

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者または精神障がい者の方が所有する自動車(軽自動車を除く)の「自動車税減免申請臨時窓口」が次のとおり開設されますのでご利用ください。

日時 3月12日(火)
9時～15時30分
場所 揖斐総合庁舎
4階4C会議室

【対象者】

- ① 新規に申請する方。
- ② 現在減免を受けており、自動車税

事務所からの減免案内はがきで「変更あり」と回答した方。
【臨時窓口・お問い合わせ】

岐阜県西濃県税事務所
TEL 0584-73-1111
(内線244、245)
岐阜県自動車税事務所
TEL 058-279-3781

介護福祉士職業訓練生募集

岐阜県離職者等委託訓練 介護福祉士養成科の介護福祉士職業訓練生を次のとおり募集します。

対象 離職者で、ハローワークに求職登録した人
訓練期間 2019年4月5日～
2021年3月9日

場所 サンビレッジ国際医療福祉専門学校(池田町白鳥)

内容 介護の知識と技術を学び、介護福祉士(国家資格)の取得を目指す。

申込み 3月6日(水)までに最寄りのハローワークへ。
備考 2年間の学費、入学金無料(約185万円)。テキスト等は実費。

【お問い合わせ】

サンビレッジ国際医療福祉専門学校
TEL 45-2220

Information Room

**第23回ポリテックビジョン
「ものづくり・人づくりin東海」**

東海職業能力開発大学校が、ものづ

くりの素晴らしい発見できるイベントを開催します。

今回は、「ロボットにとって簡単な仕事、難しい仕事、AIを頭脳に持つロボットは人を超えられるか?」と題した記念講演、学生の成果物の展示や研究発表などを行います。

日時 2月15日(金) 11時～16時30分
2月16日(土) 9時～15時45分

入場料 無料
会場 大野町総合市民センター

【お問い合わせ】
東海職業能力開発大学校
TEL 34-3600
FAX 34-2400

除雪機*のデッドマンクラッチ(安全装置)の無効化による**死亡事故**が発生しています!

デッドマンクラッチを固定して無効化すると
除雪機が止まらず、思わぬ重大な事故になります。

危険!!
デッドマンクラッチの固定

【デッドマンクラッチとは】
手を離すと自動的に除雪機が止まる、大切な安全装置です。器具で固定したり、ひもで縛ったりして無効化するのはやめましょう。

ハンドル式

ループ式

除雪機については、以下の点にも御注意ください。
 ◆定期点検を行う。特に安全装置が正常に動作するか確認する。
 ◆エンジンをかけたまま、投雪口に手を突っ込まない。
 ◆除雪中だけでなく、移動中や収納中にも気を付ける。特に、後進時はより注意。
 ※本資料の「除雪機」は全て「歩行型ロータリ除雪機」を指します。

詳しくは: 消費者庁ウェブサイト 問合せ先: 消費者庁 消費者安全課
 生命・身体にかかわる危険 03-3507-9137
<http://www.caa.go.jp/notice/caution/life/> 平成30年12月作成

**訪問福祉
理容**

確かな理容師が
訪問・施術いたします!

いつもの床屋さん
いつもの髪型に
してもらいませんか?

| 料金表(税別) | 在宅介護者用 |
|--------------|---------------|
| カット・ドライヤー仕上げ | 2,000円～3,000円 |
| お顔剃り(シェービング) | 1,000円～ |
| 出張料 | 1,000円～ |

※参考価格になります。

お問い合わせ 岐阜県理容生活衛生同業組合
 〒500-8171 岐阜県岐阜市高森町1-17
☎058-264-2595 岐阜県理容組合 検索

(後援)全国理容連合会・全国理美容NPO法人

有
料
広
告
欄

12月の長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。これからもお元気で長生きをしてください。



みぞぐち とくみ えん さん
溝口 とくみ えん さん
100歳(谷汲徳積)



みやがわ きみこ さん
宮川 喜美子 さん
95歳(谷汲名礼)

Information Room たにくみ盆梅展を開催します

西国三十三所の日本遺産登録を目指し、推進イベントとして左記の期間でたにくみ盆梅展を開催します。丹精込めて育てられた盆梅を多数展示しますので是非ご覧ください。

開催期間 2月16日(土) ~ 3月17日(日)

開場時間 10時~16時

場所 旧谷汲観光資料館

期間中イベント

- ・豊年祈願祭 2月18日(月)
- ・物産販売 開催期間中の土日

■入場料

- ・一般 300円
- ・中学生以下 無料

※10人以上の団体は100円引き

【お問い合わせ】

揖斐川町商工会谷汲支部
TEL 5512231



「西国三十三所観音巡礼」

日本遺産登録を目指そう！

Information Room 平成31年度岐阜県立高等学校 入学選抜について

大垣商業高等学校および大垣工業高等学校の定時制課程では、次のとおり平成31年度入学生を募集しています。

■設置学科、募集人員

- ・商業科(大垣商業定時制課程) 40人
- ・工業技術科(大垣工業定時制課程) 40人

■出願資格 次の1~3までのいずれかに該当する者のうち、岐阜県内に居住する者とする。

1 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業した者または平成31年3月卒業見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者または平成31年3月修了見込

た者または平成31年3月修了見込

みの者

3 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
※成人の方も受検できます。

■選抜日程

○第1次選抜
出願期間 2月18日(月) ~ 21日(木) 正午
出願先変更期間 2月22日(金) ~ 27日(水) 正午

※ただし、2月23日(土)および24日(日)は除く

検査日 3月7日(木)
合格発表 3月14日(木)

○第2次選抜
出願日 3月15日(金)
出願先変更日 3月18日(月)

検査日 3月19日(火)
合格発表 3月22日(金)

※第1次選抜において入学定員が満たされた場合、第2次選抜は実施しません。

【お問い合わせ】
大垣商業高等学校定時制入試係
TEL 0584-8114483

大垣工業高等学校定時制入試係
TEL 0584-8111280

Information Room シルバー人材センターから のお知らせ

平成31年度会員登録を次の日程で開催します。興味のある方はぜひご来場ください。

なお、入会される方は当日年会費(2,500円・互助会費含む)が必要となります。また、現在会員の方も更

い。対象地区の開催日に都合の悪い方は、どの会場でも結構です。

登録会の内容

①シルバー人材センター事業および入会説明会

②安全就業のために(ビデオ研修)

③登録項目の確認(面談)

予定期間 2時間30分程度
受付は30分前より開始します。開会までに受付を終了してください。

【お問い合わせ】
揖斐川町シルバー人材センター
TEL 2310907

会員登録会の日程

| 日 時 | 対象地区 | 場 所 |
|-------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 2月19日(火) 9:30 | 揖斐、胫永 | 福祉総合支援センター 2階第1会議室 |
| 2月20日(水) 9:30 | 北方 | |
| 2月21日(木) 9:30 | 小島 | |
| 2月22日(金) 13:00 | 大和、清水 | 春日振興事務所 会議室 |
| 2月26日(火) 9:30 13:30 | 中央、美東 六合 | |
| 2月27日(水) 10:00 13:30 | 久瀬地区 | 久瀬公民館 2階 |
| 2月28日(木) 9:30 13:30 | 長瀬、岐礼、高科 名礼、深坂、横蔵、徳積、大洞 | 谷汲文化会館 |
| 3月4日(月) 10:00 13:30 | 坂内地区 | 坂内振興事務所 2階 |
| 3月5日(火) 10:00 | 藤橋地区 | 藤橋公民館 |
| 3月9日(土) 9:30 | 全地区 | 福祉総合支援センター 2階第1会議室 |